三　第３項の後写鏡にあっては、次に定める基準
イ　後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280㎜以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。
ロ　運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。
ハ　自動車の左右両側（最高速度50㎞／ｈ以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

6　次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第１項各号及び前項第１号の基準に適合するものとする。
一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置
二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置
三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置を有する自動車に取り付けられた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

7　次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。
一　次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあっては、第２項各号、第３項各号並びに第５項第２号及び第３号の基準
イ　指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
ハ　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置を有する自動車に取り付けられた後写鏡及び後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置
二　カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第２項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第２項第１号及び第４号）及び第５項第２号イ及びロの基準

第二百二十六条に次の二項を加える。

3　走行距離計の取付位置、表示等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。
二　走行距離計が表示する距離の距離は６桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては５桁）以上の整数値であること。

4　次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
一　指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計
二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計
三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計を有する自動車に取り付けられた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計

第二百二十三条第１項中「旅客自動車運送事業」を「乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業」に改め、同項ただし書を削る。

第二百二十七条第１項第六号ハ中「同規則第４改訂版補則第７改訂版」を「同規則第４改訂版補足第10改訂版」に改める。

第二百四十四条第１項中「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第７改訂版」に改める。

第二百五十一条第１項各号列記以外の部分中「左外側線」を「外側線」に改め、「有しないもの」の下に「及び最高速度20㎞／ｈ未満のものを」を加え、「次の各号に掲げる基準」を「協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準」に改め、同項各号列記以外の部分ただし書、同項各号及び同条第三項を削り、同条中第二項を第三項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

2　最高速度20㎞／ｈ未満の原動機付自転車に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の２第２項の告示で定める基準は、容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であることとする。

第二百五十一条に次の１項を加える。

4　次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　第１項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第２改訂版の規則15.に限る。）に定める基準
二　第２項の後写鏡にあっては、運転者が運転者席において、原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び原動機付自転車（牽引する原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の原動機付自転車にあっては原動機付自転車の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。
三　第３項の後写鏡にあっては、別添83「二輪自動車の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準を準用した基準

第二百六十七条第１項各号列記以外の部分中「左外側線」を「外側線」に改め、同項第四号を削り、同条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　第１項の後写鏡にあっては、次に掲げる基準
イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。
ロ　運転者が運転者席において、原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び原動機付自転車（牽引する原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の原動機付自転車にあっては原動機付自転車の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。